

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）について

放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が昼間家庭にいないものに、授業終了後、学校の余裕教室や児童厚生施設等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

今般、子ども・子育て支援法において、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられるとともに、児童福祉法第34条の8の2が新設され、市町村は、放課後児童健全育成事業（本市においては放課後児童会をいう。）の設備及び運営に関する基準について、国が定める「従うべき基準」「参酌すべき基準」に基づき、条例で定めることとされています。

従うべき基準	「従うべき基準」と異なる内容は定めることは認められず、その基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるもの。
参酌すべき基準	「参酌すべき基準」を十分参照をしたうえであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容されるもの。

1. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る基本的な考え方

国・府の基準に準拠することを基本としますが、専用区画の面積について、5年間の経過措置を設けることが適当であると考えます。

※「従」→従うべき基準・「参」→参酌すべき基準

項目	国基準（厚生労働省令より抜粋）	従・参	藤井寺市の考え方
職員の一般的要件 第7条	・職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けた者でなければならない。	参	国基準のとおり
職員の知識及び技能の向上 第8条	・職員は常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。 ・放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	参	国基準のとおり

<p>職 員 第10条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 ・放課後児童支援員の数は、「支援の単位」ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。 ・放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ○保育士の資格を有する者。 ○社会福祉士の資格を有する者。 ○高卒等の者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの。 ○教員免許を有する者（幼稚園、小学校、中学校、高校） ○大学、大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者。 ○大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められた者。 ○高卒等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの。 	<p>従</p>	<p>国基準のとおり</p>
<p>支援の単位 第10条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「支援の単位」は、おおむね40人以下とする。 	<p>参</p>	<p>国基準のとおり</p>
<p>設 備 第9条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ・専用区画の面積は、児童1人当たりおおむね1.65㎡以上でなければならない。 ・専用区画等は衛生及び安全を確保されたものでなければならない。 	<p>参</p>	<p>※現在、1.65㎡未満の専用区画があることから、平成32年3月31日までの間、経過措置を設ける。</p>
<p>開所日数、 開所時間 第18条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年間250日以上を原則とする。 ・小学校の授業の休業日1日につき8時間以上。 ・小学校の授業の休業日以外1日につき3時間以上。 	<p>参</p>	<p>国基準のとおり</p>

運営に関する基準	非常災害対策 第6条	<ul style="list-style-type: none"> ・軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。 	参	国基準のとおり
	虐待等の禁止 第12条	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 	参	国基準のとおり
	衛生管理等 第13条	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用水について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。 ・放課後児童健全育成事業者は、感染症、食中毒の発生又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ・放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品、医療品を備え、管理を適正に行わなければならない。 	参	国基準のとおり
	運営規程 第14条	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ○事業の目的及び運営の方針。 ○職員の職種、員数及び職務の内容。 ○開所している日及び時間。 ○支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額。 ○利用定員。 ○通常の事業の実施地域。 ○事業の利用に当たっての留意事項。 ○緊急時等における対応方法。 ○非常災害対策。 ○虐待の防止のための措置に関する事項。 ○その他事業の運営に関する重要事項。 	参	国基準のとおり

秘密の保持 第16条	<ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 	参	国基準のとおり
苦情対応 第17条	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業者は、行った支援に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じなければならない。 ・放課後児童健全育成事業者は、市町村から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ・放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。 	参	国基準のとおり
保護者との連絡 第19条	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。 	参	国基準のとおり
関係機関との連携 第20条	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。 	参	国基準のとおり
事故発生時の対応 第21条	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ・放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 	参	国基準のとおり